

内 報

(6)

平成 30 年 7 月 10 日

世界救世教 ☉ 之光教団

目 次

まえがき	3
世界中の信徒の皆様へ	4
《 教主様お言葉 》	
信徒の皆様へ	6
Ⓢ之光教団 理事長 成井圭市郎	
いづのめ教区 代表 白澤 道夫	
見解書	14
弁護士 小山三代治	
弁護士 西本 恭彦	
弁護士 平尾 嘉昭	

まえがき

世界救世教の管長・代表役員を自称する長澤好之氏をはじめとする世界救世教責任役員会（以下、長澤役員会）は、「教主様の推戴を取り消した」として、7月1日、光明神殿および救世会館での祭典において、参拝信徒に発表しました。

長澤役員会を構成する東方之光（MOA）といづのめ教団小林執行部は、明主様のお血筋であられる岡田宗家を完全に排除して、明主様が創立された世界救世教を否定する、暴挙を超えた狂気の沙汰と断すべき行動に打って出ました。

こうした暴虐な行為に対し、私たちの態度と行動を明らかにして、これを防遏^{ぼうあつ}していかなければなりません。

こうした、状況下において、「教主様のお言葉」を賜りました。「お言葉」を私たちの心の中心にいただき、明主様が指し示された「全く新しい信仰」をもって、行動してまいりたいと存じます。

なお、長澤役員会の行動は、私たちが申し立てている裁判の中で追求いたします。教主様の推戴を取り消すという違法性は、必ず明確になってまいります。今号においては、弁護士の「見解書」も、掲載しました。弁護士の見解も、理非の判断における大事な視点とさせていただきたいと思えます。

世界中の信徒の皆様へ

私は、長い間、目に見える命しか知りませんでした。
私の命は、限りあるものと思い込んでおりました。

明主様は、そうした私を目覚めさせてくださいました。

目に見えるだけの世界で汲々^{きゅうきゅう}として生きていた私を救い出してくださったのです。

神様は生きておられ、私の中で、そして、すべての人、すべてのものの中で生きておられることを、明主様は教えてくださいました。

私は、命は、私の命ではなく、神様の永遠の命であることを知るに至りました。

このことは、もはや否定することのできない事実として、私の心の奥底にしっかりと刻み込まれております。

この事実を知ることでできた喜びは、例えようもありません。

この喜びは、私だけのものではなく、すべての信徒の皆様^{みなさま}に賜った喜びと受けとめております。

だからこそ、私は、明主様によって導かれ、気づかせていただいた神様の思いを、折にふれ、明主様にお許しをいただきつつ、皆様に申し上げてまいりました。

今後とも、私は、私を本当に必要とされる方々がいらっしゃる限り、明主様を通して賜る神様の思いをお伝えさせていただきたいと思っております。

また、皆様の思いを私の思いとして、明主様を通して神様に取り次がせていただきたいと思いますと思っております。

そのようにお仕えすることが、私に与えられた教主としての務めであると思えます。

私どもを取り巻く教団の状況がどんなに変化し、どんなに揺れ動いたとしても、皆様とご一緒に、明主様が指し示された、全く新しい命の道、全く新しい信仰の道を、大いなる希望をもって進ませさせていただきます。

創造主であられ、唯一の神であられる主神の永遠の命と限りない愛が、全人類とその父母先祖の方々を始め、天地万物一切を貫いていることに感謝し、明主様と共にあるメシヤの御名にあって、皆様と共に主神をお讃え申し上げます。

平成30年7月3日

世界救世教教主 岡田 陽一

信徒の皆様へ

7月1日祭典における“教主退位”の虚偽発表について

世界救世教 ⊙之光教団 理事長 成井圭市郎

いづのめ教区 代表 白澤 道夫

7月1日、光明神殿における祭典において、また、救世会館における祭典において、東方之光（MOA）及びいづのめ教団小林執行部は、「教主の推戴」を「取り消す」発表を行いました。あわせて、推戴取り消しを掲載した「大経綸」No.19を、配布しています。

過日の「信徒の皆様へ」（平成30年6月26日）で、長澤好之氏を代表者とする自称「世界救世教責任役員会」（以下、長澤役員会）による、岡田陽一教主様の推戴取り消しと聖地からの追放の画策についてお伝えしましたが、神聖なるみ祭りにおいて、参拝信徒への公表に及びました。

また、これに先立ち6月24日には、教主執務棟への教主様の入館を排除する手段に出ました。

こうしたことは、断じて許されるべきことではありません。

現在、教主様は教主公邸である碧雲荘にてご神務に就いておられます。

碧雲荘は、明主様が昭和24年に入手され、以来、歴代の教主様がお住まいになり、岡田宗家の方々がお使いになってこられた居宅でもあります。

次に長澤役員会が決行することは、世界救世教の規則変更手続きでありましょう。

そのために、明主様のお血筋であられる岡田宗家を完全に排除して、新たな教主をつくり上げる——というシナリオをもって進めるものと思われま

す。新たに教主をかたる人物の名の承認のもとに、長澤役員会による世界救世教規則の変更申請が、文部科学省になされることは^{ひつじょう}必定でありましょう。

なぜ、彼らは世界救世教規則の変更を執拗しつようにこだわるのでしょうか。

まず、長澤役員会は、教主様の認証を得ていない不法・不当役員会であり
ます。この不法状態を解消する目論見もくろみがあります。

そして、自分たちが犯した教主様退任の不正行為を、形式上において“正
当”に転化させる狙いがあります。

さらに、教主様のご教導のもとに「全く新しい信仰」の道を進む⑤之光
教団及びいづのめ教区を、世界救世教から排除する根拠を得たいがためであ
ります。

突き詰めると、長澤役員会が推戴した傀儡かいらいの教主を、都合の良い教主とし
て、自分たちの思惑おもわく通りに世界救世教を変質させていくことが、つまり世界
救世教において宗教としての実態をなくしていくことが、何よりの目的であ
ります。

1. 教主推戴取り消しは、「教規」違反

「教主」の選任については、教主は「宗家規程に基づき推挙された者を、
理事会で推戴する」（教規第6条）と定められ、退任に関しては、宗家規程
において、

（教主継承の時期）

第5条 教主の継承は、次の場合に開始する。

- 1) 教主の死亡
- 2) 教主が身体の不治の重患その他重大なる事故により、宗家会議の
議決によりその地位を去りたる時。
- 3) 教主が辞意を表明し、宗家会議の議決によりその地位を去りたる
とき。

とされているのみであり、「推戴」の取り消しは、規則・教規・宗家規程の
いずれにも規定されていません。始めから存在しない「推戴」の「取り消し」
権を、後から恣意的しゐに追加することはできません。

宗家規程は、宗教活動の軸となるべき教主を中心とする組織を結成するため、明主様の血統者の中から教主を推挙するための手続きを定めたものであり、明主様のお血筋が「継承」されることに重きを置いています。

長澤氏らは、教団代表役員の登記申請の際に不正を働き、教主様を特別利害関係人として排除し、教規変更現教主の承認は不要との勝手な解釈をもって手続きを強行しました。このたびの推戴取り消しにおいても同様の手口を用い、教主様と宗家の方々を特別利害関係人として宗家会議から除外した上で、宗家規程の変更を行いました。

その上で、教主様とまゆみ奥様の宗家としてのお立場を取り上げる決議を行ったのです。

本来、宗家会議は、その名の通り、宗家3人(教主及び前教主を含む)と管長、及び管長以外の理事5人の9人で構成されます。

宗家会議の性格において、教主、及び教主の血統者を特別利害関係人として排除することはできず、むしろ積極的な決議への参加が求められています。

長澤役員会は、一体、どのような人員構成をもって宗家会議を招集し、このような無謀な決定を行ったのでしょうか。

いずれにしても、いくら新教主を名乗る者が現れても、教団の規則変更手続きにおいて、「正当に選任された者」には成り得ず、“自称教主”にしすぎません。

世界救世教役員を名乗る長澤氏らは、教団の専従者であります。専従者であるということは、世界救世教の信者であるということです。今回の長澤役員会の蛮行は、明主様のお血筋であられる教主様に対して、信者という立場の者が、明主様から受け継がれた神聖なる教主というお立場を無きものにしようとする、信仰心のかけらも見られない、あり得べからざる^{しよぎょう}所行であります。

2. 教主様を排除する理由

(1) 三派の和解合意に基づく教主様の推戴・擁立

世界救世教は、三つのグループに分かれて、互いに対峙^{たいじ}していましたが、平成9年、裁判所による和解を三派が受け入れ、紛争に終止符が打たれました。その後、協議を重ね、平成12年、和解合意書を確認、署名し、包括法人世界救世教と三つの被包括法人（㊦之光教団・いづのめ教団・東方之光）による包括・被包括体制をもって、「和解」を宣明しました。

その当時の三派の執行部は、紛争打開に行き詰まり、その状況において活路を教主様のご存在に求めました。

そうした経緯をたどり、包括法人の役員及び被包括法人の代表役員は、教主様の「認証」（同時に三代様の「同意」）をいただくことをはじめとして、教主様のご意向をお受けすることを、和解合意の中心に置かせていただくことになりました。

その結果、役員^{役員}の認証はもとより、規則、教規及び宗家規程の変更の承認、聖地等の教団資産変更など、法人上の重要事項における承認という「教主の権限」を教規に定めて、法人規則の運用に反映させました。

従いまして、和解合意後の教主様のお立場は、一元化時における教主様のお立場と比べて、規則、教規上において明確に変わりました。いわゆる“象徴教主”ではありません。

こうした教団の包括・被包括体制の出発に際し、岡田陽一教主様は、和解を求める三派の役員会の総意として、明主様のご聖業を受け継がれる「教主」に「就位」なされました。名実共に、世界救世教を統一するお立場としての教主様であります。

しかし、現在の長澤役員会には、教主様がご就任になられた折の役員会の精神はありません。「和解合意」は、全く捨て去られました。

長澤役員会の実態は、全く“異質”の組織が世界救世教を乗っ取り、嘘^{まこと}を真として声高に叫んでいる——これが、現状であります。

(2) 東方之光（MOA）による「和解合意」の反故^{ほご}、謀反^{むほん}

繰り返しますが、教団は平成9年に和解し、平成12年大同合意のもとに包括・被包括体制における新体制で出発しましたが、教団浄化^{もと}の因に、教

主様を蔑ろにした反省がありました。明主様のみ心を受け止めさせていただくということは、明主様のご聖業を受け継がれる教主様にご報告し、ご意向を大切に受け止めさせていただく——そのことを、新体制において確認しました。

こうして、教団の本来在るべき姿に立ち返り、世界救世教の中心に教主様にお立ちいただくことにより、教団浄化の混乱は終結に至りました。

それは、誰よりも「和解合意」「大同和平」の精神を尊重し、明主様のみ心とみ教えを受け止められ、ご自身の信仰を傾注されて私たちをお導きくださった教主様のご存在がなければ成し得なかったことなのです。

しかし、こうした教主様のご教導を快く思わない人たちがいました。

「東方之光」は、「MOAで行く」と宣言し、「浄霊」を統合医療と位置づけ“治療行為”として推進し、自然農法による食の安全を訴えて社会への食い込みを狙い、芸術活動においてはMOA美術館の独占的運営を手放さず、社会に受け入れられることを第一にした活動を続けてきました。そして、その自分たちの取り組み（MOA路線）を、包括法人を通して、世界救世教の中心に置くことを考え（野望というべきものです）、①之光教団、いづのめ教団に押し付けてきました。

教主様は、被包括法人の主体性を尊重するとした和解合意の精神を、どこまでも実践され、こうした「東方之光」の在り方に非難を発することはなさいませんでした。どこまでも、主神のみ旨と共にある明主様のみ心を中心にお受け止めになり、そのご自身の信仰を私たちに率直に語り伝えてくださり、今も、その真率な^{しんそつ}お姿をもってお導きくださっています。

しかし、社会性を重視したMOA路線においては、宗教性を排除して、信仰を感じさせるものを消し去っていききたい——これが、東方之光の^{おもわく}思惑であります。彼らの強固な思想であります。

ここにおいて、東方之光は、教主様の信仰によるご教導が“邪魔”になってまいります。

こうした時に、昨年に^{じゃっき}惹起したいづのめ教団の二分化は、東方之光にとってまさしく“渡りに船”でした。いづのめ教団小林執行部と手を組んで、教

主様と、教主様と共に歩む⑤之光教団及びいづのめ教区を、世界救世教から追い出しにかかったわけです。

このことは、「和解合意」に対するあからさまな違反であり、世界救世教に対する謀反^{むほん}であります。MOAによる世界救世教の“乗っ取り”と言うべきものです。

赦されざる自分たちの悪行^{あくぎょう}を糊塗^{こと}するために、教主様を「尾行・盗聴・盗撮」し、教主様が“異質”であるごとくに喧伝^{けんてん}し、真実が見えなくなるよう最大限の力を注いでいるというのが、東方之光（MOA）の実態であります。

3. 予想される今後の展開

(1) 碧雲荘からの追い出し

教主様の地位を追い落としたとする長澤役員会は、教主様を教主執務棟から閉め出し、次は、碧雲荘からの退去を図ろうとするでしょう。

碧雲荘は、明主様が「メシヤ降誕」を宣言なされた地であり、明主様以後、教主公邸として二代様、三代様そして現教主様がご神務のもとにご生活をなされてきたところでもあります。

明主様のご神業のご事蹟そのものであり、教団の聖蹟であります。その碧雲荘に、今、教主様が居てくださっています。まゆみ奥様と共にご生活をなさっているお住まいでもあります。私たちは、なんとしても教主様と碧雲荘をお守りしていかねばなりません。

(2) 本部事務所からの追い出し

長澤役員会は、⑤之光教団を、世界救世教から“離脱”した、“聖地から出て行った”ということにしようとしています。そのために、⑤之光教団が聖地においては事実が違ふことになり、自分たちの主張を通すために、私たちが⑤之光教団の本部事務所から閉め出そうとするでしょう。

しかし、私たちは、明主様のみ心そのものである聖地において、今後も信徒の皆様と共にご神業奉仕を全うしてまいります。

(3) 広報活動による攻撃

①「大経綸」発行・配布

長澤役員会は、「大経綸」No.19において、「岡田陽一様に教主を退いていただく決定のお知らせ」と題する記事を掲載しました。世界救世教の広報誌と称する「大経綸」によって、長澤役員会は、教主様を“異質”とするプロパガンダを徹底的に行うでしょう。

私たちは、これを認めるわけにはまいりません。真実を見極めることを願う曇りのない心を持って、事の是非を見極め対処していかねばなりません。

② マスコミを利用した攻撃

このたびの教団の状況について、「宗教問題」「週刊新潮」「週刊実話」等にて報じられましたが、今後ますますマスコミを使って、教主様を攻撃してくることが考えられます。嘘を本当の事のごとくに、あらゆることを吹聴してくるものと予想されます。

しかし、私たちには実際に「非」とされるものがないのですから、堂々と信仰の道を進んでいくだけです。しかし、嘘は放置できません。正すべきものは正してまいります。

私たちにとりましては、「信仰」こそが本質です。

他を非難し、攻撃することは本意ではありません。しかし、虚偽と悪意を奥底に隠し、他を陥れようとする行為を認めることはできません。教主様を「排除」し「退位」させるなどとする暴虐なる所行^{しよぎょう}は、明主様に対し顔向けできない未曾有^{みそう}の出来事であります。

しかし、良いと思われることも思われなことも、神様がなさっておられることであります。どのように受け止めさせていただくのか、私たちの信仰の根幹に関わることです。私たちは、明主様が私たちに伝えてくださっている、明主様の真実、を、神様に対する「畏れ^{おそ}」をもって、真摯^{しんし}に、謙虚に求めていかねばなりません。

そのために、教主様を通して明主様がお導きくださっている「全く新しい信仰」を虚心に、白紙になって受け止め、素直に取り組ませていただくよりほかありません。明主様は、「問題解決の鍵は、ただ誠あるのみ」と仰せですが、「誠」とは、「神様」のことであり、神様を信じ信頼申し上げる「信仰」のことであると思います。

この信仰の有る無しが、長澤役員会と彼らに同調する人々にも、私たち一人ひとりにも、明主様から問われているのではないのでしょうか。

平成30年7月4日

見 解 書

弁護士 小山 三代治
弁護士 西本 恭彦
弁護士 平尾 嘉昭

宗教法人世界救世教（以下「教団」という。）の規則（以下単に「規則」という。）第44条第1項には、規則変更の手續として、「この規則を変更しようとするときは、責任役員会において定数の全員一致の議決を経て、教主の承認及び文部大臣の認証を受けなければならない。」と記載されている。

この点、現在、教団の岡田陽一教主（以下「現教主」という。）の「推戴」の取消し及び宗家会議による別の教主（以下「自称教主」という。）の推戴による自称教主の就任、及び当該自称教主による規則変更の「承認」がなされたうえで、文化庁に対し規則変更の認証申請（以下「本件認証申請」という。）が為される蓋然性が高まり、これが危惧される事態に至っている。

しかしながら、本件認証申請がなされたとしても、教団においては、本件認証申請に関して、①正当にその法人を代表する権限を有する者からなされておらず、②「責任役員会において定数の全員一致の議決を経て」いないこと、③「教主の承認」を受けていないため、本件認証申請は、宗教法人法第28条第1項第1号の要件を充足しておらず、また、④文化庁は教団の「証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査」をするべきであるため、文化庁は、宗教法人法第28条第1項に基づき、本件認証申請に関し、規則を認証できない旨の決定をなすべきである。

- 1 ①本件認証申請は、正当にその法人を代表する権限を有する者からされていないこと

規則変更の認証の申請は、「正當にその法人を代表する権限を有する者からする。申請者がその宗教法人を正當に代表しうるかどうかについては、法人登記、規則、裁判資料等を総合的に検討することも必要とされることがある」（渡部蒔「最新逐条解説宗教法人法」（ぎょうせい）・平成13年・248頁）とされている。

この点、規則第5条第3項では、

「教主は、教規に基づき管長、理事・・・を認証する。」

と定められており、教主が管長及び理事を認証することと規定されており、規則第7条第1項では「代表役員は、管長をもって充てる」と規定されているため、教団では、教主の認証を受けた管長が代表役員となることが明記されている。

そして、教団におけるこの教主の認証は、単なる形式的な「認証」に止まらず、判例上「認証権」とされ、それ故教主は「認証権者」であるため（宗教法人世界救世教の代表役員の解任が否定された事例・静岡地裁沼津支部昭和63年2月24日判決（判例タイムスNo.678・190頁）。なお、当該判例は、教団の旧規則に関するものではあるものの、現行規則においては規則変更の承認権（規則第44条第1項）が新設されるなど旧規則より教主の権限が強化されているため、現行規則の「認証」には、なおさら妥当するものである。）、教主は、管長すなわち代表役員の認証権を有する認証権者である。

しかしながら、本件認証申請に関する代表役員を自称する長澤好之氏（以下「長澤氏」という。）は、現教主から認証を受けていない。

したがって、長澤氏は、認証権者たる現教主からの認証を受けていないため、「正當にその法人を代表する権限を有する者」には該当せず、当該規則変更申請は、不適法な申請である。

なお、念のため、以下の点についても、不適法であることを付言しておく。

(1) 長澤氏は、現時点で代表役員を自称しているため、代表役員代務者でもありえないが、仮に代表役員代務者であるとしても、代表役員代務者

は、規則変更に関する事項は、代表役員に代わって職務を行ない得ない（規則第15条第1項第2号）。

- (2) 仮に自称教主による認証がなされたとしても、「3」において後述するとおり、現教主の「推戴」の取消し自体が不適法であるから、このような自称教主による認証は不適法である。
- (3) 前述のとおり、教主の「認証権」は、規則に記載されているのであるから、教規の変更により当該認証権を奪うことは不適法である。
- (4) 教規の変更の際には、教主の承認が必要であるところ（教規第33条第1項）、当該教主の承認は、規則第47条に基づくものであるから、当該承認を経ない教規の変更も不適法である（なお、現行の教規（平成12年3月21日施行）には、教主の管長及び理事に関する「認証権」は、明確に記載されている（教規第24条第1項及び同第25条第1項））。

2 ②本件認証申請は「責任役員会において定数の全員一致の議決を経て」いないこと

前述のとおり、規則変更は、「責任役員会において定数の全員一致の議決を経て」いる必要があるところ、本件認証申請は、当該手続を欠いている。

これを敷衍すると、前述のとおり、教主は、理事を認証することと規定されているところ、規則第8条第1項は、「責任役員7人は、理事をもって充てる」と規定されているため、教団では、認証権者たる教主の認証を受けた理事が、責任役員となることが明記されている。

そして、責任役員の「定数」に関して、規則第6条は、「この教団には、7人の責任役員を置」くとされているため、責任役員の定数は7名である。

しかしながら、本件認証申請に係る「責任役員」のうち、認証権者たる現教主の認証を受けた理事すなわち責任役員は、長澤氏のほか、小林祥氏、入江光生氏、森富士夫氏の4名のみである（なお、正確には、これらの4名も、現在は任期を満了しており、規則第9条第6項により職務を行っているに過ぎない。）。

したがって、本件認証申請は、「定数」たる7名の理事すなわち責任役

員の「全員一致の議決」を欠いているため、不適法な申請である。

なお、責任役員代務者の選任（規則第14条第2項）によることも考え得るが、責任役員代務者は、規則変更に関する事項は、責任役員に代わってその職務を行い得ず（規則第15条第1項第2号）、また前記「1」「(2)」乃至「(4)」記載の事態も不適法であることを、念のため付言しておく。

3 ③「教主の承認」を欠いていること

(1) 現教主の「推戴」の取消しは、不適法であること

教団の代表役員や責任役員は、規則・教団の教規（以下単に「教規」という。）において選任手続が定められており（規則第7条及び第8条、教規第24条第1項及び同第25条第1項）、退任に関する規定が、詳細に定められている（規則第9条、教規第24条第3項以下及び同第25条第3項以下）。

他方、教主の選任手続は、教規・教団の宗家規程（平成12年3月21日施行。以下単に「宗家規程」という。）に定められ（教規第6条、宗家規程第2条）ているものの、退任に関しては、

「(教主継承の時期)

第5条 教主の継承は、次の場合に開始する。

- 1) 教主の死亡
- 2) 教主が身体の不治の重患その他重大なる事故により、宗家会議の議決によりその地位を去りたるとき。
- 3) 教主が辞意を表明し、宗家会議の議決によりその地位を去りたるとき。」

とされているのみである。

そして、確かに、入口論として、「教主は、宗家規程に基づき推挙された者を、理事会で推戴する」と定められ（教規第6条）ているものの、出口論として、当該「推戴」の取消しは、前述のとおり、規則・教規・宗家規程のいずれにも規定されていない。

これは、規則では、教主に関し、「教主は・・・教義に基づき世界救

世教を統一する」(規則第5条第1項)、「教主は、教義・・・を定める」とされていることなどから、教主の推戴を取り消すことは、教団としての自己否定であり、想定されていないため規定されていないのである。

また、仮に現教主が継承・就任の際に行われた「推戴」について、後から取消しを行うなどということがなされたとしても、その「推戴」の取消しの余地がないことは、教主と教団という様々な事情が入り組んだ関係を単なる典型契約としての(準)委任契約と評価することができず、また当初存在しない教団からの「取消し」権を後から一方的に追加することができない等の種々の法的問題からしても、いう迄もないことである。

よって、当該「推戴」の取消しは、教団では想定されておらず、不適法な手続である。

勿論、このように「推戴」の取消しの余地がない以上、仮に「推戴」の取消しをしたとして宗家(会議の議員)の地位につき教主との身分関係に立つ者(宗家規程第6条第1項第4号及び同第5号参照)が、その地位を当該「推戴」の取消しにより失う等と云うことも、あり得ないものである。

なお、前述のとおり、本件認証申請に係る「責任役員」において、認証権者たる現教主からの認証を受けた理事すなわち責任役員は、定数7名のうち4名のみであるから、実態としても、わずか4名的意思により、教団の教主の「推戴」を取り消すことは亦あり得ないものである(なお、この4名についても、既に任期を満了していることは、前述のとおりである。)

- (2) 現教主及びその血統者が、「自分の利害に特別の関係ある議事」として宗家会議から排除され、教主の推挙に関する事項、教主の退位に関する事項、教主の継承者の推挙に関する事項、宗家規程の変更に関する事項が宗家会議で決議されたとしても、それは不適法であること

前述のとおり、現教主の「推戴」の取消しは、教団では想定されておらず、不適法な手続であるから、新たに自称教主が推戴されることがあっ

たとしても、当然に自称教主は「教主」ではありえない。

もっとも、今後、自称教主が宗家会議で推挙されることがあったとしても、当該推挙に至る過程において、現教主及びその血統者を排除したうえでなされた宗家会議の議事は不適法であることを、以下、念のため指摘しておく。

宗家規程第16条には、「宗家会議の議員は、自分の利害関係ある議事には、参与することができない」ことが定められている。

しかし、教主の推挙等の際には、当該規定は適用されない。

これを敷衍すると、宗家規程は、純粹に、宗教活動の軸となるべき教主を中心とする組織を結成するため教祖の血統者の中から教主を推挙するための手続を定めたものであり（宗家規程第2条等参照）、血統を重んじ血縁主義を採用し、その「継承」がなされることに重きを置いている。

このことは、規則・教規に「教主は、教祖の聖業を継承し・・・」（規則第5条第1項、教規第5条第1項）とされ、宗家規程に「（教主継承の順序）」「教主は、・・・世界救世教の教師の資格を有する教祖の血統者のうちから・・・」とされていることから明らかである。

そして、宗家規程では、教主の推挙に関する事項、教主の退位に関する事項、教主の継承者の推挙に関する事項、宗家規程の変更に関する事項の場合であっても、出席議員全員の同意、すなわち全員一致により決議されるべき旨が定められており（宗家規程第14条第1項及び同15条）、むしろ、宗家会議においては、教主、前教主及び教主の血統者を特別利害関係人として排除するどころか、積極的な決議への参加を求めている。

また、実態としても、岡田齋三代教主から現教主への教主の交代の際、平成10年2月3日付宗家会議にて、「三代教主」退位の件、また「四代教主」推挙の件の議事がなされたところ、いずれの議事についても、岡田齋三代教主は、参与しているばかりか、積極的な発言もなされているのである。

これは、教主については血縁主義を採用し、「継承」がなされること

に重きが置かれているからであり、前教主を宗家規程第16条により排除することは、「継承」ではなく、それはもはや「断絶」であるから、このような「継承」を教団は想定していないからである。

のみならず、また、前教主の地位は退位後も厚く保護されていること（教規第18条参照）からしても、前教主のみならず血統者まで特別利害関係人として排除することは、教団の教主の「継承」という規定に根底から対立するものであり、到底許されない暴論である。

さらに、教規においては、新教主による宗家規程の変更の承認に際しては、前教主の同意が必要とされている（教規第18条）。

したがって、現教主及びその血統者が、「自分の利害に特別の関係ある議事」として宗家会議から排除され、教主の推挙に関する事項、教主の退位に関する事項、教主の継承者の推挙に関する事項、宗家規程の変更に関する事項が宗家会議で決議されたとしても、それは不適法であるから、今後、自称教主が宗家会議で推挙されることがあったとしても、当該推挙に至る過程において、現教主及びその血統者を排除したうえでなされた宗家会議の議事は不適法である。

4 ④文化庁は教団の「証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査」をするべきであること

宗教法人法第28条第1項では、「所轄庁は、前条の規定による認証の申請を受理した場合においては、・・・当該申請に係る事案が左に掲げる要件を備えているのかどうかを審査」することとされ、当該要件として、「その変更しようとする事項がこの法律その他の法令の規定に適合していること」（同項第1号）とされている。

そして、規則の変更の認証の申請に際して添付すべき書類は、受理の観点からはともかく、認証のためには単に形式的要件を充足しているだけでは足りず、証明事実の存在を客観的に首肯させるに足るものであることを要する。

したがって、証明事実疑義がある場合には、所轄庁は、その疑義を解

明するに必要な範囲内で、その証明事実の存否につき審査する権限を有する（昭和43年12月20日四三地文宗五の二）。

なお、宗教法人法第14条第1項の「審査」に関する最高裁昭和41年3月31日判決（昭和41年4月21日四一調宗第六号にて抜粋されているもの）でも、

「規則認証のためにする所轄庁の審査は、認証申請書の添付書類の記載によって申請にかかる事案が宗教法人法第14条第1項各号にかかげる要件を充しているか否かを審査すべきものではあるが、それにしても、その審査事項を証するために提出を要する添付書類は、証明事実の真実の存在を首肯させるに足りる適切な文書であることを必要とし、単に形式的に署名文言の記載ある文書が調っているだけで足りるものではない。また証明書類は存するにしても、証明事実の虚偽であることが所轄庁に知れているときはもちろん、所轄庁において証明事実の存否に理由ある疑をもつ場合には、その疑を解明するためにその事実の存否について審査をしたからといって、これをその権限の逸脱とはなしがたい」（なお、下線は弁護士による。）

とされている。

また、行政手続法第5条にもとづく規則変更の認証についての審査基準（留意事項）（「行政手続法の施行及びこれに伴う宗教法人法の一部改正について」（平成6年8月24日庁文宗一〇五）には、

「宗教法人法・・・に基づく規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証に関する審査に当たっては、法の規定の外、特に以下の点に留意して行うものとする。」

として、

「二規則の変更の認証について

（一）法第27条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。なお、規則の変更の手續に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であることを

要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の手続を調査する。」（なお、下線は弁護士による。）

とされている。

なお、当該審査基準では、「正当に選任された者」であることを要するのは「規則の変更の手続に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等」とされているところ、前述のとおり、管長たる代表役員及び理事たる責任役員の認証権者であり、また規則・教規の承認権者である教主が「正当に選任された者」であることを要することは、いうまでもない。

したがって、文化庁の宗教法人法第28条第1項の「審査」は単なる形式的審査にとどまらず、「証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査」を、前記審査基準に則りなすべきであることは、論を俟たない。

5 結語

以上のとおり、「この規則を変更しようとするときは、責任役員会において定数の全員一致の議決を経て、教主の承認及び文部大臣の認証を受けなければならない。」との教団の規則変更の要件に関して、本件認証申請がなされたとしても、教団においては、本件認証申請に関して、①正当にその法人を代表する権限を有する者からなされておらず、②「責任役員会において定数の全員一致の議決を経て」いないこと、③「教主の承認」を受けていないため、本件認証申請は、宗教法人法第28条第1項第1号の要件を充足しておらず、また、④文化庁は教団の「証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査」をするべきであるため、文化庁は、宗教法人法第28条第1項に基づき、本件認証申請に関し、規則を認証できない旨の決定をなすべきである。

以 上

